

盲導犬普及基金 募金要項

盲導犬普及基金の募金目的

現在 984 頭（2015/3/31 現在）の盲導犬が日本で活躍しています。毎年、150 頭前後の盲導犬が全国で育成されていますが、まだまだ足りないのが現状です。引退する盲導犬もいる為、その盲導犬ユーザーには 2 頭目・3 頭目の盲導犬が必要となります。新たに盲導犬を必要としている人の為にも、毎年より多くの盲導犬を育成していく必要があります。

また、パピーウォーカーと呼ばれる、盲導犬候補の子犬を育てるボランティアが不足していることも問題となっています。盲導犬は、育成過程で約 6~7 割が不向きであると判断されるため、1 頭の盲導犬を育てる為には、3 組のパピーウォーカーが必要となります。パピーウォーカーは、盲導犬育成には欠かせない協力者です。

良質な盲導犬を育成するには、一頭あたり何百万という費用と 2 年以上の年月を必要とし、その育成費用のほとんどがみなさまの寄附金や募金によって支えられています。みなさまの温かい善意が盲導犬という大きな財産をつくりあげ、視覚に障がいを持つ方の世界を広げます。より多くの視覚障がい者の方々に盲導犬を貸与するために、どうぞあなたのご支援をよろしくお願いいたします。

当財団は内閣総理大臣から公益財団法人の認可を受けており、ご寄付に対する税制上の優遇措置がとられておりますので、皆様におかれましてはその趣旨をご理解の上、ご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

募金期間及び募金金額

特に定めません（ただし税制優遇を受けたい方は 10,000 円以上でお願いします）

お申し込み方法

- 1) 寄付申込書のご提出をお願いいたします。
寄付申込書にご記入の上、弊財団まで郵送または FAX にてお申ください。個人及び法人が寄付された場合には、税法上の優遇措置が受けられます。
- 2) 寄付金のご送金をお願いいたします。
 - ・下記の公益財団法人公益推進協会の銀行口座（三菱東京 UFJ 銀行 新宿中央支店 普通 3469137 口座名義 ザイ）コウエキスイシンキョウカイ）、または郵便振替口座（00180-8-513089 公益財団法人公益推進協会）にお振込み下さい。なお、振込手数料は寄付者ご本人様のご負担となりますのでご了承ください。

ご寄付に対する税制上の優遇措置

【税制上の優遇措置について】

この寄附金は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

■ 個人の税制について

◎所得税

当基金へのご寄附は、寄附金控除としての対象となります。さらに租税特別措置法に基づく税額控除に関わる証明書を受けており、これによって、「税額控除」または「所得控除」いずれか有利な方式を選択し、寄附金控除を受けることができます。多くの場合「税額控除」を選択された方が税額は従来よりも少なくなります。控除を受けるためには、確定申告を行なうことが必要です。当財団が発行する受領証を添付して税務署に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」もあわせて添付してください。

確定申告の時期は毎年 2 月 16 日から 3 月 15 日までです。（土日の場合は翌日か翌々日）

勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

（所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号）

A. 【寄附金控除（税額控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$(\text{寄附金合計額} \times 1 - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額} \times 2$

B. 【寄附金控除（所得控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$(\text{寄附金合計額} \times 3 - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} \times 4 = \text{控除額}$

※3 年間所得金額の40%が限度となります。

※4 所得税率は年間の所得金額によって異なります。詳しくは国税庁のホームページにてご確認ください。

◎個人住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄附金が、個人住民税の軽減措置（寄附金控除）の対象となります。（全国一律ではありませんので、お手数ですが、対象となるかについてはお住まいの各自治体にお問い合わせください。）

寄附金額から、2千円を差し引いた額の

- ・都道府県指定の場合は、4%が個人都道府県民税の税額控除となります。
- ・市区町村指定の場合は、6%が個人市区町村民税の税額控除となります。

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。

確定申告用紙の第二表の「住民税に関する事項」の「条例指定分」の欄に寄附金額をご記入いただき、当財団発行の受領証を添付してください。

転居された場合、旧住所の受領証では寄附金控除を受けられない場合もありますので、転居された方は早めに当基金までご連絡ください。対象となる寄附金の上限額は、年間所得の30%です。

◎相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。

（租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号）

※税金のお問い合わせについては、お近くの税務署や税務相談室に直接お尋ね下さい。

■法人の税制について

一般の寄付金とは別に、以下を限度として税務上の費用となります。

$(\text{期末資本金等額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \times 1/2 + (\text{期末資本金等額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

◎必要な手続き

決算時に、確定申告書寄附金の損金算入に関する明細書と当財団が発行の受領証を添付して下さい。

（法人税法施行令第77条第1項第3号）

※限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

お問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会

盲導犬普及基金事務局 担当高野

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814 e-mail: info@kosuikyo.com